

平成18年5月9日

各 位

会 社 名 日本電気硝子株式会社
代表者名 社長 井筒 雄三
(コード番号)5214 東・大 第一部
問合せ先 取締役常務執行役員 阿閉正美
(TEL 077 537 1700)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月9日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第87期定時株主総会において、下記のとおり定款一部変更に関する議案を付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

会社法（平成17年法律第86号）並びに会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）及び会社計算規則（同第13号）が平成18年5月1日に施行されたことなどに伴い、以下の理由により、定款を変更するものです。

- (1) 単元未満株式の権利は単元株式と比して相当の範囲に制限すべきものであることから、変更案第10条（単元未満株式についての権利）を新設するものです。
- (2) 株主総会の招集地を明確にするため、変更案第15条（招集地）を新設するものです。
- (3) 株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるように、変更案第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものです。
- (4) 取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面又は電磁的記録により承認を行うことができるように、変更案第25条（取締役会の決議の省略）を新設するものです。
- (5) 監査役及び社外監査役についてその期待される役割を十分に発揮できるように、変更案第35条（監査役の責任免除）を新設するものです。
- (6) 上記のほか、会社法施行に伴い必要となる規定の加除、修正及び移設並びに条数の変更など所要の変更を行うものです。

2. 変更案の内容

変更案の内容は次ページ以下のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 4 条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、8 億株とする。ただし、株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、1,000 株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式(単元未満株式という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増)</p> <p>第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、8 億株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増)</p> <p>第11条 当社の株主は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式その他の取扱規則)</p> <p>第9条 <u>株券の種類並びに株式の名義書換、单元未満株式の買取及び買増、その他株式に関する手続及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>2. 会社書類の閲覧、謄写並びに謄本、抄本の交付に関する手続及び手数料は、取締役会において定める取扱規則による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株式について名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、单元未満株式の買取及び買増、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。</u></p> <p>2. <u>前項の外、必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時これを招集する。</p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除く外、取締役会の決議に基づいて取締役会長がこれを招集し、取締役会長が欠員であるか又は事故があるときは、取締役副会長がこれを招集する。取締役副会長が欠員であるか又は事故があるときは、社長がこれを招集し、社長に事故があるときは、他の代表取締役がこれを招集する。</p>	<p>(株式その他の取扱規則)</p> <p>第12条 <u>当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>2. 会社書類の閲覧、謄写並びに謄本、抄本の交付に関する<u>取扱い及び手数料は、取締役会において定める取扱規則による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(招集地)</p> <p>第15条 <u>当社は、滋賀県で株主総会を開催する。</u></p> <p style="text-align: center;">(招 集)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除く<u>ほか</u>、取締役会の決議に基づいて取締役会長がこれを招集し、取締役会長が欠員であるか又は事故があるときは、取締役副会長がこれを招集する。取締役副会長が欠員であるか又は事故があるときは、社長がこれを招集し、社長に事故があるときは、他の代表取締役がこれを招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、議決権を行使することができる当会社の他の株主に委任してその議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会の開会前に当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の普通決議は、出席株主の議決権の過半数によりこれを行なう。</p> <p>2. 商法第343条に定める株主総会の特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によりこれを行なう。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事については、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が署名又は電子署名を行ない、その原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (省 略)</p> <p>(選任決議)</p> <p>第18条 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行なう。</p> <p>2. 前項の決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(代表取締役等)</p> <p>第19条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役副会長及び社長各1名を定めることができる。</p>	<p>第17条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、議決権を行使することができる当会社の他の株主1名に委任してその議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第20条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によりこれを行なう。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によりこれを行なう。</p> <p>(削 除)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(選任決議)</p> <p>第22条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行なう。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(代表取締役等)</p> <p>第23条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会)</p> <p>第20条 取締役会は、法令及び本定款の定めに従い、当会社の業務の執行を決定する。</p> <p>2. 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるものの外、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>3. 取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して少なくとも会日の3日前に通知を発するものとする。ただし、緊急を必要とする場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときに満了する。</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第22条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>第23条 (省 略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第24条 (省 略)</p> <p>(選任決議)</p> <p>第25条 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数によりこれを行なう。</p> <p>(監査役会)</p> <p>第26条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるものの外、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>2. 監査役会を招集するには、各監査役に対して少なくとも会日の3日前に通知を発するものとする。ただし、緊急を必要とする場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(任 期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときに満了する。</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第28条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第26条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時に</u>満了する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、報酬等という。)</u>は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(選任決議)</p> <p>第30条 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数によりこれを行なう。</p> <p>(監査役会)</p> <p>第31条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時に</u>満了する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤監査役) 第29条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(決算期) 第30条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。</p> <p>(利益配当金) 第31条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、これを支払う。</p> <p>(中間配当) 第32条 当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、取締役会の決議により、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当という。)を行なうことができる。</p> <p>(除斥期間) 第33条 利益配当金又は中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(常勤監査役) 第34条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役の責任免除) 第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当) 第37条 期末配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、株主総会の決議により、これを支払う。</p> <p>(中間配当) 第38条 当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議により、中間配当を行なうことができる。</p> <p>(除斥期間) 第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>

以 上